

公益社団法人青森県シルバー人材センター連合会

令和7年度事業計画

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

基本方針

少子高齢化と人口減少に歯止めがかからない青森県は、高齢化率が既に35.2%に達するなど上昇する一方、生産年齢人口割合は一貫して減少の一途を辿っており、本県経済の持続・地域社会の発展のためには、人手不足分野における高齢者のより一層の活躍が期待されている。

その期待に応えるべく、シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、人生100年時代を見据え、地域の高齢者が就業等を通じて地域社会に貢献し、高齢者の生きがいや居場所づくりの拠点として重要な役割を担っている。

一方で、昨今では国による70歳までの就業確保措置が努力義務化されたこと等を受け、センターへの新規入会は60歳台後半から70歳台前半へ移行し、既存会員の高年齢化も相まって、「会員の拡大」及び「就業機会の拡大」が切実な課題となっている。

全国的に会員が下げ止まらないことから、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会（以下「全シ協」という。）においては、従前の第2次会員100万人達成計画に替わる、令和7年度から向こう6年間にわたる新たな会員の拡大目標として、令和5年度会員数を基準とする「会員純増10万人計画」を掲げた。

このことに伴い、公益社団法人青森県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）では、全シ協設定の「純増1,139人」を最終目標に据え、その初年度目標数を177人増の6,511人とし、「女性会員の拡大」、「高齢会員でも活躍できる取組の推進」、「高齢者の居場所となる魅力あるセンターづくり」、「介護施設等における周辺業務の切り出し提案」、「シルバー人材センター事業（以下「シルバー事業」という。）のデジタル化の推進」、「PDCAサイクルによる目標管理の徹底」等を俯瞰的に捉え、県内センターの取組への支援を行う。

また、当連合会は、国、青森県及び全シ協等関係機関の指導・助言の下、「安全・安心なシルバー事業」を確立するため、安全就業対策の取組を一層強化する他、適正就業ガイドラインに沿った業務運営を推進しながら、高齢者活躍人材確保育成事業（青森労働局委託事業）の効果的な実施により、「会員の拡大」及び「就業機会の拡大」に取組み、センターにおけるシルバー事業の一層の推進を図ることとする。

I シルバー人材センター事業

1 会員及び就業機会の拡大

青森県内の高年齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するため、センター未設置町村を含めて県内全域でシルバー事業を展開し、高年齢者が県内いずれの地域でも自らの能力や希望に応じた就業機会を享受できるように「会員の拡大」及び「就業機会の拡大」に係る支援・助言、情報提供を行う。

また、県内におけるセンター未設置地域の解消、広域的な仕事の需給調整及び就業開拓等を行う。

- ◇ 令和7年度目標会員数 6,511人
 - ・ 中長期計画の策定 令和7年度～令和12年度
- ◇ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画
 - ・ 計画期間 令和6年10月1日～令和9年9月30日
 - ・ 数値目標 派遣労働会員の女性割合 40%以上
派遣労働会員の平均継続勤務年数 7.8年以上

具体的内容は次のとおりである。

- (1) 県内各センターと連携の下、「会員の拡大」及び「就業機会の拡大」のための企画、情報提供等
- (2) 女性活躍推進委員会の開催（2回）
- (3) きらり！女性活躍ミーティングの開催
- (4) 女性会員交流会の開催
- (5) 介護施設等における周辺業務の切り出し支援、情報提供等
- (6) 女性会員の入会促進及び就業以外の居場所づくりに係る支援、情報提供等
- (7) 小規模センターに対するスマートフォン等操作説明会の開催
- (8) eスポーツを活用した集いの場づくりの支援、情報提供等
- (9) センター未設置地域の設置促進及び広域的な仕事の需給調整

2 有料の職業紹介

臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する県内の高年齢者を対象に、実施事業所を通じて有料の職業紹介による就業機会の提供を行うとともに、求人事業所や求職者の広域調整、県内全域の有料職業紹介事業に係る統括管理を行い、法令を遵守した適正な有料職業紹介事業を行う。

3 労働者派遣

労働者派遣事業の実施事業所を通じてセンターの会員を対象に、労働者派遣による就業機会の提供を行うとともに、県内全域の労働者派遣事業に係る統括管理を行い、法令を遵守した適正な労働者派遣事業を行う。

具体的内容は次のとおりである。

- (1) シルバー派遣事業運営委員会の開催
- (2) 小規模センターに対するシルバー派遣事業の取組支援

4 普及啓発

県内全域で効果的かつ効率的な普及啓発活動を推進するため、普及啓発に係る指導・助言、情報提供を行うとともに、県民、官公庁、事業所への普及啓発、高齢者に対する意識啓発を行う。

具体的内容は次のとおりである。

- (1) 「会員の拡大」及び「就業機会の拡大」のための啓発・広報活動（リーフレット、事業概要等）
- (2) 普及啓発月間（10月）の第3水曜日（10月15日）を「シルバーの日」と定め、県内一斉ボランティア活動等の実施
- (3) センター未設置町村等への月刊誌の配布
- (4) Instagram、Facebook、ホームページの活用（県内センターの情報発信）

5 安全・適正就業の推進

県内全域で事故のない安全な就業及び法令遵守の適正な就業を徹底し、地域からの信頼を高めるため、安全・適正就業の推進に係る指導・助言、情報提供を行うとともに、研修等を通じてセンター会員の安全意識の高揚を図る。

◇ 令和7年度目標

- ・安全就業 蜂刺され・熱中症予防と転落防止
草刈現場の養生と飛散低減刈刃又は両刃回転式刈払機使用の徹底
- ・適正就業 契約書未作成件数0（ゼロ）

具体的内容は次のとおりである。

- (1) 安全・適正就業対策推進委員会の開催（2回）
- (2) 安全・適正就業推進強化月間の設定（7月）
- (3) 安全就業推進研修会の開催
- (4) 安全パトロールの実施
- (5) 適正就業推進研修会の開催
- (6) 適正就業ガイドラインに沿った事業運営の推進
- (7) 事故状況の収集とその分析、再発防止のフォローアップ、安全・適正就業に係る情報提供等

6 その他事業を発展・拡充するための指導・助言、情報提供等

地域社会のニーズや制度改正等に的確かつ円滑に対応することができるよう、専門的又は実践的な指導・助言、情報提供を行うとともに、知識・企画力の向上を図るための研修等を行う。

具体的内容は次のとおりである。

- (1) 事業を円滑に推進するための全国・県内の情報提供及び協議等に係る事務局長会議の開催（5月、12月、3月）
- (2) 事業推進に係る専門的知識の向上等を図るための研修会の開催
 - ① 役員及び事務局長研修会（6月）
 - ② 職員研修会（2回）
- (3) 法令遵守の業務運営、会計・事務処理、適正な公益法人運営等に係る個別訪問指導等の実施

II 高齢者活躍人材確保育成事業

労働力人口の減少等により、人手不足が顕在化している分野や現役世代を支える介護や子育て分野での担い手確保が課題となる中、当該分野での高年齢者の就業を推進するため、高年齢者や企業に対して積極的な周知・広報を行う。

併せて、高年齢者の就業意欲や企業等の高年齢者の積極的採用を喚起・促進させるための就業体験を実施するほか、高年齢者がセンターに興味を持ち自信を持って就業できるよう必要な技能講習を行うといった活動を通じて、新規会員、新たにセンターを活用する企業等を増加させることを目指す。特に女性会員数は全体の3割程度に留まっており、高齢女性に対してセンターで働く魅力等を発信し、女性会員の増加を目指す。

また、地域におけるセンターの更なる活用促進を目指すため、当連合会を中心とした連絡会議を開催する。

- (1) シルバー人材センターに関する周知・広報
- (2) 技能講習の実施
- (3) 就業体験の実施
- (4) 連絡会議の実施

III 法人管理事業

1 会員の状況

会員の種別	会 員 数	備 考
正 会 員	24 団体	国庫補助対象13団体、国庫補助対象外11団体
一 般 会 員	5 人	五戸町4人、階上町1人
賛 助 会 員	49 団体	市町村31団体、その他18団体

2 諸会議の開催

当連合会の維持運営及び事業運営の執行に関して必要な会議を次のとおり開催する。

- (1) 定時総会（6月）
- (2) 理事会（5月・12月・3月）
- (3) 三役会議（5月・11月・2月）